

作ろう！ マイナンバーカード

すでに約6割の方が交付申請をしています！お早めどうぞ！

◆マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請は12月31日まで



マイナンバーカードは、二次元コード付きマイナンバーカード交付申請書があればスマートフォン、パソコン、郵便、証明用写真機(対応機種のみ)から簡単に申請することができます。

申請後1カ月程度で交付通知書を送付しますので、予約の上、市役所でお受け取りください。なお、市役所や携帯ショップ(docomo、au、SoftBank)では、初めてマイナンバーカードを申請する方に無料で写真撮影と申請のサポートを実施しています。

◆マイナポイント第2弾の申し込みは令和5年2月28日まで

マイナポイントの申し込みには、マイナンバーカードとキャッシュレス決済サービス*が必要です。マイナポイントは、ご自身のスマートフォンなどから申し込むことができます。



マイナポイント手続きスポット

申し込みのサポートを希望する方は、携帯ショップや、郵便局などのマイナポイント手続きスポットをご利用ください。なお、公金受取口座の登録に対応しているのは携帯ショップのみです。

また、市役所のマイナポイント申し込みのお手伝い窓口(平日の9時~16時)もご利用いただけます。



持参品

- (1)ご自身のマイナンバーカード
- (2)マイナンバーカードに設定した4ケタの暗証番号
- (3)口座情報の分かるもの(公金受取口座の登録を行う場合)
- (4)キャッシュレス決済サービス情報(決済サービスID/セキュリティコード)



*キャッシュレス決済サービスには、電子マネー(ナナコ^{ナナコ}ウォン^{ウォン}など)や、プリペイドカード(ほぺたんカードなど)、二次元コード(auPAY、d払い、PayPayなど)、クレジットカード、デビットカードがあります。なお、一部のキャッシュレス決済サービスでは早期に申込期限を迎えるものや事前にインターネットでの会員登録が必要なものがあります

◆マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります

マイナポイントの申し込みには、マイナンバーカードの電子証明書が必要です。電子証明書の有効期限は、カードを作成してから5回目の誕生日までです。有効期限が切れている場合は、市民課で電子証明書の更新手続きを行ってください。なお、電子証明書の発行・更新手続き後は、2日程度マイナポイントの申し込みなどができません。



※携帯ショップは、マイナンバーカードに係る申請サポートを総務省から委託されています

問合せ マイナポイントに関することはマイナンバー総合フリーダイヤルへ☎0120-95-0178
マイナンバーに関することは市民課へ内線1033